

原子力災害対策本部長  
安倍 晋三 様

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」  
に対する意見書



平成 26 年 3 月 日

福島県浪江町長 馬場 有

## 1. 場の線量管理から個人の線量管理への移行について

与党提言及び原子力規制委員会の「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（平成 25 年 11 月 20 日）」にも示されていたように、原災本部指針においても線量管理について場の線量から個人の線量へと移行する考え方が示されている。

これについて、帰還に向けた線量に対する不安の払拭、風評被害対策のためには個人の線量管理のみならず場の線量管理が重要であり、場の線量について年間 1 ミリシーベルト以下になることを引き続き求める。

## 2. 中間貯蔵施設に関する説明等について

原災本部指針においては、中間貯蔵施設については受入要請を行った自治体にのみ説明を行い理解を求める内容となっている。

中間貯蔵施設については、その管理手法等について周辺、近接自治体及び住民に対して十分な説明を行うことを求める。

以上